

高松市美術館オンラインチケットシステム等導入業務委託仕様書

1 概要

(1) 目的

高松市（以下「本市」という。）が管理・運営する高松市美術館（以下「美術館」という。）において開催する展覧会に関し、オンラインチケット販売及び入場管理システム（美術館受付における観覧券の販売・発券及び入場者チェック）等を一元的に管理するシステム一式（以下「新システム」という。）を導入するもの。

(2) 導入効果

ア オンラインで事前に観覧券が購入可能となることで、購入場所及び時間の制約が無くなり、加えて窓口販売の混雑を緩和し、待ち時間の少ないスムーズな入場が実現する。

イ POSシステムの導入により観覧券の発券、精算、売上集計、売上分析及び券種別の入場者数の一元管理が可能となり、会計処理の簡略化とミス削減に加え、事務手続の正確性及び迅速性が向上するほか、データのリアルタイム分析も可能となる。

(3) 用語の説明

用語	説明
高松市創造都市推進局 文化・観光・スポーツ 部 美術館美術課	高松市美術館の運営を行う高松市の担当部署の名称
観覧券	美術館で開催する展覧会場に入場するためのチケット
前売券	展覧会の開催期間前に販売する観覧券
オンラインチケット	ウェブページ上に設置された特設ページで販売される電子形式の観覧券
キャッシュレス決済	POSレジ及びキャッシュレス決済端末との連携により行う、クレジットカード、電子マネー、QRコード等による決済
運営スタッフ	館内の案内、観覧券販売、改札等の運営業務に従事する者
コレクション展	美術館が所蔵する作品を中心とする自主企画の展覧会。常設展と同義。通年開催（年度内に4回程度開催）
特別展	美術館の自主企画による展覧会又は他者企画による巡回展等 年度内に4回程度開催
休日	高松市の休日を定める条例第1条各号で定めた日

(4) 契約の条件・支払い条件

新システム導入に係る設計、機器調達、設定、研修等の運用補助のほかキャッシュレス決済に伴う収納受託者との調整を含めた委託契約とする。なお運用にあたり他社システム等を利用する場合においては、信頼性、実績ともに優良である事業者を選定し提案すること。

- 契約期間 : 契約締結～令和9年2月28日
- 支払条件 : 完了払い（適法な請求を受けてから、30日以内に支払う）
- その他 : ① 令和9年3月1日以降の機器保守、運用保守及び各種システム利用料は本仕様に基づく審査の対象とするが、契約は別途締結する。
- ② ネットワーク工事及び電源工事は、本仕様に基づく機器構成に応じて施行内容が異なるため、審査の対象とする。ただし、工事発注等は本市が個別に行うものとする。

(5) 稼働スケジュール

ア 入場管理システム納期

令和9年2月8日（月）

イ 試行運用開始日

令和9年2月9日（火）から

※ 現在のPOSレジ等一式が運用中であるため、並行してテスト運用を実施することが可能な環境を構築すること。

※ プログラムの開発及び改修を伴う場合は、運用開始までに、十分なテスト期間を設けること（「6 テスト要件」を参照）。

※ キャッシュレス決済の収納受託等に係る手続きは、運用開始日（令和9年3月1日）までに整えること。

ウ 運用開始日

令和9年3月1日（月）

※ 休館日のため、オンラインチケット販売システムのみ初日から運用開始

※ POSシステムは同月2日から運用開始

(6) 履行場所

香川県高松市紺屋町10-4 高松市美術館

(7) 業務の範囲

ア 概要

高松市美術館では、現在、キャッシュレス決済システムを導入し、窓口で紙の観覧券を販売しているが、機器のリース期間満了（令和9年2月28日）に合わせてシステム更新を行う。

新システムには、これまでのキャッシュレス決済に加え、多言語対応のオンラインチケット（前売を含む）の販売、二次元コード等付き観覧券の発券、展覧会入場口での機器認証等の機能を備え、これらが連携し販売・売上状況及び入場者数等を一元管理できる必要がある。

イ システム構築

システムを運用するために必要な調査、設計、開発のすべての業務を行うこと。また、オンラインチケット販売については、販売開始当初のウェブページ作成を含む。

ウ 機器等の調達

システムの構築に当たり必要となるすべての機器、ソフトウェア等を調達するとともに、調達した機器の搬入、設置、セットアップ、ソフトウェア等のインストール、動作確認等を行うこと。

エ ネットワーク設計

新システムを安定的に稼働させるために必要なネットワークの構成等を提案すること。

オ 研修及び運用補助

職員及びスタッフがシステムを使用して円滑に業務を行うため、美術館に指導員を派遣し、本番稼働前の試行運転期間中（約1か月間）に操作研修等の必要な研修を実施すること。なお、研修内容は「7 研修の実施」による。

カ その他運用保守

システムを円滑に運用するために必要な運用保守業務を令和9年2月28日まで実施すること。その他、システムを稼働するために必要な業務はすべて本仕様に含めるものとする。

導入する機器について、業務完了後1年以内に生じた機器の不良及び故障（自然災害によるものを除く）又は機器設定における不具合が生じた場合は、これを無償で修理または交換すること。

キ 納入成果物

(ア) 成果物の納入とその時期

本業務の各工程が完了したことによって得られる生成物、成果物及び納入時期は次のとおりである。

成果物	内容	納入時期
プロジェクト実施計画書	プロジェクトの目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。	プロジェクトの開始前
業務フロー	観覧券販売・入場管理システムを利用した業務フロー（障害時対応を含む。）。	プロジェクトの開始前
要件定義書	仕様書等の要求事項を実現するために、システムに要求される内容を整理し、技術的観点からまとめたもの。	基本設計書の作成前
基本設計書（外部設計書）	要件定義書に記載された内容を実現するために、実装すべき機能、画面や帳票などの操作や入出力に関する事項、生成及び保管されるデータの概要など、基礎的な事項をまとめたもの。	開発着手前
テスト計画書	開発したシステムの品質を検査するために実施する試験の内容について定義したもの。	テスト実施前
テスト結果報告書	テスト計画書に基づき実施したテストの結果をまとめたもの。	テスト終了後

研修テキスト	研修に必要となるテキスト	研修の実施前
プログラム一式	仕様書に基づき開発したプログラム一式	納品時
ソースコード	OSやミドルウェアの設定ファイル及びパラメータ	納品時
機器	「別紙3 機器等の規模要件」のとおり	研修の実施前
ネットワーク要件書	システムを稼働させるために必要なネットワークの構成について、物理構成図と論理構成図、機器ごとの品名・型番、導入時期、ポートの接続状況、ソフトウェアのバージョンを分かりやすくまとめた要件書を作成する。	基本設計書作成時
ソフトウェア	「別紙1 オンラインチケット販売システムの要件」及び「別紙2 POSシステム、自動券売機及び入場チェック端末の要件」のとおり	研修の実施前
操作手順書及び運用手順書	システムの操作方法（職員及び運営スタッフ並びにシステム管理者用）や運用方法をまとめたもの	納品時
運用保守計画書	システムの運用保守の実施内容をまとめたもの	納品時
緊急時対応手順書	障害時における復旧手順等についてまとめたもの	納品時
運用体制図	運用体制、連絡体制を明確にしたもの	納品時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの	研修後

(イ) 納入方法

電子媒体にて成果物を各1部、印刷が可能なものは紙媒体でも1式を納品すること。

2 新システム運用の概要

(1) 基本情報

ア 人員体制

	対象者区分	操作時間等	操作対象
1	職員	美術館担当職員 約3人（平均） 主に午前8時30分から午後5時15分まで利用 ただし、特別展会期中の金曜日及び土曜日は午後7時まで利用する。	・各種管理画面
2	運営スタッフ	看視員 約12人（特別展開催中の平均） 主に午前9時30分から午後5時まで利用。 ただし、特別展会期中の金曜日及び土曜日は午後7時まで利用する。	・POS端末 ・入場チェック端末

上記はシステム導入時における体制であり、将来的に人員の増減等の可能性がある。

イ 開館時間

午前9時30分から午後5時まで

ただし、特別展会期中の金曜日及び土曜日は午前9時30分から午後7時まで

休館日は、月曜日（祝日の場合は開館。翌平日が休館。）及び年末年始（12月29日から1月3日まで。）

ウ システムの設置場所

高松市美術館

〒760-0023 香川県高松市紺屋町10-4

エ 観覧料

・コレクション展（常設展）

区分	観覧料（一人につき）	
	個人	団体
一般	200円	160円
大学生	150円	120円

※高校生以下、65歳以上、障害者手帳等を提示の方及びその介護者は無料。

※キャンパスメンバーズ制度加入の大学等の学生は無料。

※その他の割引制度あり。また、観覧料や割引は今後変更する可能性あり。

・特別展（一例）

区分	観覧料（一人につき）	
	個人	団体
一般	1,200円	960円
大学生	600円	480円

※展示内容等により、金額変更の場合がある

※前売券は2割引（団体料金と同額）で販売する

※高校生以下、障害者手帳等を提示の方及びその介護者は無料。

※キャンパスメンバーズ制度加入の大学等の学生は2割引（団体料金と同額）。

※その他の割引制度あり。また、観覧料や割引は今後変更する可能性あり。

オ （参考） 展覧会入場者数等（有料・無料の合計）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入場者数（人）	36,604	69,158	70,694	86,376	78,154
コレクション展	14,937	18,555	26,397	35,945	35,472
特別展	21,667	50,603	44,297	50,431	42,682
開館日数（日）	353	426	440	481	485
コレクション展	219	239	252	292	295
特別展	134	187	188	189	190

(2) 日常業務の実施手順

ア 観覧券等販売業務

(ア) 営業開始前

- ・システムを立ち上げ後、販売可能となるようスタンバイする。

(イ) POS端末を用いた対面販売

- ・現金による支払の場合は、観覧券購入者から該当する現金を受け取り、POS端末と連携した自動釣銭機に投入する。
- ・自動釣銭機において自動精算し、排出された釣銭とレシートを購入者に渡す。

- ・クレジットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済の場合は、POS端末とキャッシュレス決済端末を連携させ、決済を行う。クレジットカード決済の場合は、決済完了後、利用控えを交付する（レシートに決済内容記載でも可）。
 - ・観覧券販売窓口において、各券種に合わせた情報、及び入場管理を可能とする二次元コード等を印字した観覧券を発券する。
- (ウ) 自動券売機による販売（拡張機能）
- ・POSによる対面販売近くに設置された多言語対応可能な券売機にて、観覧券を発券する。なお、発券の売上は、POSシステムで一元管理する。
- (I) 営業終了後
- ・観覧料の集計を行った後、売上金を含む現金を取り出す。

イ 改札業務

- ・観覧券販売窓口での観覧券購入者には、各展示室入口に設置する入場チェック端末で観覧券に印字された二次元コード等を読み取り、入場処理を行う。
- ・入場処理済み二次元コード等は、再入場時に入場チェック端末で無効等を表示させることで、既に入場済みであることの確認を行うことができることとする。
- ・招待券入場者や、高校生以下等の観覧料無料の入場者は、各展示室入口で、手集計等により入場処理を行う。
- ・オンラインチケット販売システムで発券した展覧会の観覧券（画面提示）を入場チェック端末で読み取り、入場処理を行う。

ウ 観覧券以外の販売業務

- ・観覧券販売以外に、定期観覧券、図録及び関連グッズ等の販売を行う。

エ 事務作業

- ・美術館事務所内で、各システムの情報を一元管理し、入場者数や売上情報等の帳票出力を行うなど、本市の職員が当該システム全般の管理業務を行う。

3 新システムの範囲

(1) オンラインチケット販売システム

インターネット上で電子観覧券を販売及びオンライン決済することや、入場チェック端末と連携できるシステム。

(2) POSシステム

POSサーバ及びPOS端末等を利用したシステムであり、キャッシュレス決済端末、自動券売機（拡張機能）とも連携し、窓口での販売機能や、観覧券の売上状況等の販売情報をデータベース化するほか、これらの情報管理や売上状況等の集計処理を機械的に処理するシステム。

(3) チケットプリンタ

POSシステムと連動し、POS端末からの観覧券発券指示により観覧券に必要な情報及び二次元コード等を印字、発行するプリンタ。

(4) 入場チェック端末（2台）

POS端末から発券される観覧券及びオンラインチケット販売システムから出力される二次元コード等の情報を読み取り、入場を管理する端末。特別展、コレクション展の各入口で二次元コード等を読み取る必要がある。

4 実施体制等の要件

(1) 実施体制

ア 本業務の実施に当たっては、受託事業者側でプロジェクトマネージャーを設置して、プロジェクトの進行管理を行い、確実に履行できる体制を設けること。

イ 本市との窓口はプロジェクトマネージャーが行うこと。

(2) 管理方法

ア 本業務の作業開始に当たり、契約後速やかにプロジェクト実施計画書を作成して提出し、本市の承認を得ること。また、本委託期間中にプロジェクト実施計画書で定めた事項に変更があった場合は、速やかに変更の連絡を行い、本市の承認を得ること。

イ プロジェクト実施計画書に従い本業務の作業管理（進捗管理、変更管理等）を行うこと。

ウ 作業中に生じる問題整理やその解決に向けて適切な課題管理を行うこと。

(3) 作業場所等

ア 本市の敷地内において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に本市と協議すること。

イ 本市が承認した作業場所及び作業時間以外で業務を行わないこと。

ウ 本市が指定する場所以外に個人情報を持ち出さないこと。

エ 作業場所及び開発環境等必要な機材については、受託事業者において用意すること。

5 各種システム要件

(1) オンラインチケット販売システム

別紙1「オンラインチケット販売システムの要件」のとおり

(2) POSシステム、自動券売機及び入場チェック端末の要件

別紙2「POSシステム、自動券売機及び入場チェック端末の要件」のとおり

(3) 機器等の規模要件

別紙3「機器等の規模要件」のとおり

(4) セキュリティ要件

ア 外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合の選定基準

(ア) ISMAPクラウドサービスリストに登録されているサービスであること。

(イ) (ア)以外のサービスについては、本市と協議しながら確認を行う。

イ データセンターの所在地など

原則、日本国内に所在し、管轄裁判所が日本国内であることに加え、ソブリンクラウドに対応していること。

ウ アクセス制御

(ア) ユーザー認証

システムを利用する職員について、ID及びパスワードを発行し、認証を行うこと。

(イ) 不正ログインの防止

不正なアクセスを防止するためにアクセス制御が実施されていること。

エ ログの取得

(ア) システムのアクセスログ、操作履歴、閲覧履歴、障害記録等、システムの利用状況及び処理状況その他システムトラブル等の原因を把握するために必要なログを取得できること。

(イ) 取得したログは1年間保存し、必要に応じ調査、分析ができること。

オ バックアップ及び復元要件

(ア) システム及びデータについて、最低2年間保存すること。

また、保存したバックアップにてシステム及びデータの復旧を可能とすること。

(イ) 障害発生からの目標復旧時間（ベストエフォート）を3時間以内とし、速やかに復旧できるよう機能を設計するとともに、復旧手順を備えること。目標復旧時間内で復旧しない場合を想定した臨時での対応方法等を想定した業務継続方法を構築すること。

カ 脆弱性対策

(ア) OS やソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。

(イ) サーバ及び端末に、最新のウイルス対策を行い、定期的なスキャン等の実施により安全な運用ができること。

キ 情報が流出した際の速やかな報告

不正アクセス等により、チケット購入者等の情報が漏洩した時は、高松市情報セキュリティ基本方針に基づき、必要な報告等を行うこと。

6 テスト要件

開発及び改修が伴うシステムについて、単体テスト、統合テストを必ず行い、必要と考えられるテストとその手法をテスト計画書に取りまとめること。また、テスト結果は、テスト結果報告書として取りまとめ、令和9年2月19日（金）までに本市の承認を受け提出すること。

7 研修の実施

新システムを使用する職員及び運営スタッフに対して以下の研修を実施することとする。

(1) 研修方法

新システムの試行運用が開始するまでに研修会場に受講者を集め、操作研修（試用環境化での実地研修を含む）を1回行うこと。

(2) 日時、人数等

日程：令和9年2月15日（月）

場所：美術館内

人数：職員約10名及び運営スタッフ約40名程度

(3) 研修テキスト

研修内容について、事前に打ち合わせを行ったうえで、研修に使用するテキスト及び研修シナリオは受託事業者が50部作成すること。

8 システム運用

(1) 運用・保守体制

新システムの管理、運用を円滑に行うため、運用業務の統括者、各種障害発生時の連絡先等をまとめた体制を整備すること。なお、体制に変更があった場合は、運用体制図を更新し、速やかに提出すること。

(2) 令和9年3月1日から令和9年3月31日までの保守契約

本稼働後の1か月間の保守契約は、本仕様の対象外とし、別途契約する。

ア システムに関する問合せや作業依頼に対して、的確に対応すること。

イ システム及びハードに不具合が発生した場合、速やかに修復・交換等の対応を行うこと。なお、導入する機器について、業務完了後1年以内に生じた機器の不良及び故障（自然災害によるものを除く）又は機器設定における不具合が生じた場合は、これを無償で修理または交

換すること。

(3) 次年度（令和9年4月1日）以降の保守（予定）

新システム構築後に別途契約を行う次年度以降の保守契約については、以下のとおりとする。詳細については、別途協議するものであるが、単年度契約で、令和14年2月末まで毎年更新を予定する。

ア 高松市美術館の開館日（土日、祝祭日を含む）の9時から19時まで、保守受付対応可能なこと。

イ システムの軽微な修正、不具合の修正は、保守の範囲として対応すること。

なお、展覧会毎に発生する発券内容の変更作業は、保守対象外とする。

ウ ソフトウェアに係る修正プログラムが公開された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。

エ 機器のオンサイト保守は、運用開始日（令和9年3月1日）から5年間とする。

オ 定期点検を年1回行うこと。電話受付、オンライン、訪問等による保守を行うこと。

カ 観覧券販売、入場チェックに支障をきたす場合は、速やかに予備機の提供を行うこと。

キ その他定めのない事項については、協議のうえ決定する。

9 制約条件

(1) 本市が指定し、又は許可した場所で作業を実施しなければならない。

(2) 本市の庁内ネットワークへの機器接続、外部ネットワークの接続はできない。

10 特記事項

(1) この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権その他権利については、本市に帰属するものとし、受託事業者は成果物に関する著作権者人格権を行使しない。

(2) この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託事業者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係る一切の手続を行う。

(3) この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあつては、受託事業者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記

- (1) 及び(2)に準じる。
- (4) 受託事業者は、本仕様書に従い本業務を遂行すること。
- (5) 本仕様書に記載された内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市の指示に従うものとする。

【オンラインチケット販売システムの要件】

1 オンラインチケット販売システムの構築

当館ウェブサイトからのリンクにより、常設展及び特別展の観覧券が購入でき、かつ、入場者管理システムの入場チェックと連携できるシステムを構築すること。また、美術館からの依頼に応じて、受託事業者側で即時に購入データ等の修正・更新が可能な管理体制を構築すること。

【基本要件】

- ・ 特別展のチケットは、コレクション展の入室も可能であること。

※区分 A：必須 B：要望要件 C：将来的に実装する可能性のある要件

No	内容	詳細	区分		
			A	B	C
1	一般利用者画面	パソコン用画面およびスマートフォン用画面の両方を提供すること。また、利用者のブラウザに対して、新たなプラグイン等のインストールを求めないこと。	●		
		日本語・英語・中文（簡体字・繁体字）・ハンガルのページの表示設定を最低限可能とし、美術館ウェブサイトが日本語以外で表示されている場合は、遷移先となる購入画面も、自動的に設定言語のページが表示されるようにすること。	●		
		当館で開催する展覧会をまとめたランディングページを作成すること。	●		
		観覧券販売画面に、購入時や使用時における注意事項等を表示すること。	●		
		外国語ページは、提供する日本語原稿を元に翻訳し、作成すること。	●		
		デザインは、UDデザインを基本とし、事前に当館と調整・確認を得て決定すること。	●		
		一般ユーザ画面で公開する全てのページについて、TLS1.2以降により暗号化すること。また、暗号化に必要なサーバ証明書の取得に係る経費については、受託者が負担すること。	●		
2	チケット販売	観覧日時指定なし（利用期間あり）の二次元コード等付き観覧券を発行できること。利用期間外の二次元コード等は、入場チェック端末で使用不可と読み取る取扱が可能であること。	●		
		一度に購入可能な数量を指定できること。	●		
		購入時に、性別・年代等の任意回答項目を設定でき	●		

		ること。			
		購入後、購入者に購入内容を記載したメールを送信する等、購入内容を確認できる機能を有すること。	●		
		メール紛失、メール未着時に購入チケットの照会ができること。		●	
		二次元コード等は、一般的な家庭用プリンタでA4用紙に印刷ができ、印刷した紙でも入場チェック端末で読み込み、入場管理が可能なものとする。	●		
		購入後に購入者へ送信する案内メールから領収書の発行を可能とし、日本語・英語の言語に対応したものとする。			●
		イベントチケット（講演会、ギャラリートーク他、各種有料・無料のイベント用）の発行ができ、発行限度数の設定が可能であること。			●
3	日時指定券の販売 割引券の販売	<p>展覧会によっては、日時指定ありの観覧券を発行できるようにすること。日時指定券の利用有無及び時間毎の上限枚数の設定は、展覧会ごとに設定変更が簡易にできるようにすること。</p> <p>また、予約日時の変更については、システム上で変更可能なものとするよう検討すること。</p>			●
		美術館が発行するクーポンコード等の管理番号を入力することで、無料又は割引された価格で観覧券が購入可能とすること。			●
4	管理者側の画面	Microsoft Windows 11 以降 Microsoft Edge、Google Chrome 等の主要なブラウザにおいて正常に動作すること。	●		
		各言語の販売物の内容等を容易に変更可能であること。	●		
		設定や変更があった場合、事前に利用者側画面の確認ができること。	●		
		予め設定したスケジュールに応じて、販売内容、販売開始や終了、販売価格（前売価格から当日価格等）等が自動的に変更・反映されること。	●		
		販売状況、利用状況などの確認が随時可能であること。また、販売状況は、csv 若しくは Excel のデータ形式で抽出できるようにすること。	●		
5	システムの拡張性等	本システムで使用するOSやソフトウェアのバー	●		

		ジョンアップがあった場合でも、その影響が小さくなるよう設計すること。			
		システム更改時において円滑にデータ移行ができるよう、システムで管理するデータを汎用的なデータ形式で出力できるようにすること。		●	
		オンラインチケット販売時に収集するメールアドレスを含む個人情報は、不正アクセス等により流出する恐れのない強固なセキュリティにより保護されていること。	●		
6	キャンセル対応、予約日時の変更など	購入後のキャンセル及び払戻しは、原則不可とする。 ただし、災害等により急遽閉館又は展覧会を中止により、観覧券のキャンセル手続・払い戻しが必要となる場合は、本市と調整し、受託者により対応すること。	●		
7	決済処理	オンライン決済に係る支払方法は、クレジットカード決済（1回払い）のみとする。	●		
		オンラインクレジット決済は、世界的なセキュリティ基準（PCI DSS）の適用や「3Dセキュア」等の本人認証の導入がされているか。	●		

2 売上金の収納

ア キャッシュレス決済に係る売上金の取扱いは、決済種別を問わず、一括窓口とする。

イ 売上金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月末までに一括して本市の指定する方法で支払うこと。

ウ 売上金を振り込む際の手数料は受託者の負担とすること。

3 手数料の精算

ア 前月分の販売実績を基に手数料を翌月に積算する。

イ 手数料の精算方法については、協議により定める。

【POSシステム、自動券売機及び入場チェック端末の要件】

1 POS等の要件

POSシステム一式（自動釣銭機、チケット発券プリンタ、キャッシュレス端末等を含む）、自動券売機（拡張機能）、入場チェック端末は、運用、管理、集計の各面において、統合的に連携可能であること。

※本仕様において、自動券売機の導入は必須ではなく、要望要件（加点要素）とする。

【基本要件】

- ・ 一日当たり1千人超の入場者に遅延なくスムーズに発券でき、年間約10万人の来場者に対応する堅牢性を有すること。
- ・ 特別展のチケットは、コレクション展の入室も可能であること。
- ・ システム管理から、販売状況、入場状況等の情報が取得できること。

【個別要件】

※区分 A：必須 B：要望要件 C：将来的に実装する可能性のある要件

No	内容	詳細	区分		
			A	B	C
1	観覧券発券	パネル上の券種ボタンを押すことで、対応した二次元コード等を印字した観覧券等を発券することができること。	●		
		発券する観覧券等の券面には、美術館の名称、展覧会名称、日付、券種、区分、伝票番号、入場に必要の二次元コード等、料金等の必要事項を印字できること。 また印字内容、レイアウトを容易に変更可能なこと。	●		
		発券する観覧券等の券面は、日本語と英語で表記すること		●	
		発券する二次元コード等に、有効期限を設定できること。	●		
		購入者が決済時に金額や購入内容を確認できるよう、カスタマー用ディスプレイ等を用意すること。	●		
2	自動券売機による観覧券発券（拡張要件）	POSシステムと発券状況・売上状況が連動集計可能な自動券売機（キャッシュレス決済及び現金）を有すること。		●	
		1「観覧券発券」と同様の印字が可能なこと。	●		
		視認性が高く、多言語対応（日本語・英語・中文	●		

		(簡体字・繁体字)・ハングル) 可能なこと。			
		販売開始当初の各言語の翻訳・画面の作成を行うこと。	●		
		展覧会情報(文字情報・画像)・販売内容を容易に編集可能なこと。	●		
3	POSシステム(販売側)	伝票番号による取消精算ができること。	●		
		キャッシュレス決済の取り消しや返金処理についても、当該端末とPOSシステムとで連携動作及び処理ができること。	●		
		通常レシート以外に、領収書が出力できること。(どちらも簡易インボイスに対応)	●		
		POS端末から、決済種別ごとに売上集計した取引日計表をレシートプリンタで出力できること。	●		
		練習モードで操作のトレーニングができること。		●	
4	POSシステム(設定)	操作性を重視し、視認性が高くタッチ操作できるモニターを有すること。	●		
		発券選択画面は、オペレーションミスを防止する設計であること	●		
		発券選択ボタン総数は、タブ等で画面を切り替えるなどして100以上配置できること。	●		
		一画面における発券選択ボタン数は、変更可能であること。		●	
		販売する券種の設定が、日付によって変更することから、スケジュール機能によって、販売できるチケットの種類が変動できること。(また、自動券売機にも連動すること)	●		
		発券ボタンの画面設定が簡単にできること。ボタンの配置設定後の配置の移動や変更等はスタッフ自身が操作し、簡単に設定・編集が可能であること。	●		
		各種マスター(券種マスター、区分マスター等)はスタッフが簡単に登録、編集できること。スタッフが簡単に登録、編集できない場合は、保守サービス内でリモート操作又は出向してサポート対応すること。	●		
5	キャッシュレス決済	① クレジットカード(1回払い) VISA、Mastercard、JCB等	●		
	右のキャッシュレス	② 電子マネー	●		

	決済に対応すること ※提供する決済種別・決済手数料は、 提案時に示すこと	Suica や ICOCA 等の交通系 IC カード、 WAON、nanaco、楽天 Edy、iD、QUICKPay 等			
		③ QRコード PayPay、楽天 pay、d 払い 等	●		
6	入場チェック端末	入場可の二次元コード等を読み込んだ際は、使用済みの処理を行うこと。また、入場不可の券（使用済み等）を読み込んだ際は、容易に識別できること。	●		
		POSシステムで発券の観覧券及びオンラインチケット販売システムで発券の観覧券のいずれも、同一端末で特に操作等をしなくても読み取りが可能であること。	●		
7	その他	管理者側において、POSシステムの販売状況、決済状況、時間毎の入場状況、ログ等を一元的に管理できること。	●		
		有料イベントチケットの発券に際して、オンラインチケットでの発行数と合わせて、上限の管理ができること。			●
		下記に記載する各種帳票をデータ出力・プリントアウトできること	●		

【各種帳票】

帳票名	要件
<ul style="list-style-type: none"> ・売上総計表 ・販売種別・支払方法別売上表 ・期間売上総計表 ・時間ごと入場者 ・期間入場者総計表 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・年月日を任意の日付指定期間で出力できること。 ・全ての帳票において、コレクション展と特別展を分けてデータの出力を可能とすること。 また、コレクション展と特別展の両方観覧か否かが分かるような出力を可能とすること。 媒体形式：csv、Excel 等の加工可能な形式

【キャッシュレス決済に係る売上の取扱】

1 売上金の収納

ア キャッシュレス決済に係る売上金の取扱いは、決済種別を問わず、一括窓口とする。

イ 売上金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月末までに一括して本市の指定する方法で支払うこと。

ウ 売上金を振り込む際の手数料は受託者の負担とすること。

2 手数料の精算

ア 前月分の販売実績を基に手数料を翌月に積算する。

イ 手数料の精算方法については、協議により定める。

参考【現在のキャッシュレス決済状況】

対応種別： ①クレジットカード

VISA、Master、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

②電子マネー

WAON、iD、QUICPay

交通系 IC カード、

Kitaca、PASUMO、Suica、manaca、TOICA

ICOCA、nimoca、はやかけん、SUGOCA

決済手数料率： 3.8%

1 機器数・仕様等

いずれも最新機種を調達すること。ただし、自動券売機は、インバウンド対応・発券機能の冗長化を目的とし拡張できることは必須である。本仕様内において、当初、導入可能であれば、加点要素となる。

なお、以下を基本とするが、必要な消耗品（レシート用ロール紙）については、汎用品が使用可能であること。

No.	機器の区分	台数	機器名	仕様
1	POS端末	1セット	発券精算端末等	<ul style="list-style-type: none"> ・POSシステムと連動するキャッシュレス決済端末を付加すること ・自動釣銭機を付加すること
			オペレータディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・画面の大きさが13インチ以上であること ・タッチパネル式でチケットの種類を選択することができるもの
			カスタマディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・購入者から券種、金額等が確認できること
			レシートプリンタ（チケットプリンタ）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語及び英数字を印字できるもの ・テキスト印刷は、視認性が高いこと ・印刷スピード 250mm/秒以上のもの
2	自動券売機（拡張要件）	1台	<ul style="list-style-type: none"> ・POS端末と連動し二次元コード等付観覧券を発券できるもの ・多言語対応 	
3	入場チェック端末	2台	<ul style="list-style-type: none"> ・展覧会により、会場入口が変動するため、移動が可能で、操作性が高く、読取り感度の良いもの。 ・充電式の場合は、開館時間（10時間）の使用が可能なもの。 	
4	管理用パソコン・プリンタ等（必要な場合のみ）	1セット	<ul style="list-style-type: none"> ・省スペースなもの ・パソコンには、ウィルス対策を行うこと ・プリンターは、モノクロレーザーとする 	

2 設置場所

No.	機器の区分	設置場所
1	POS端末一式	・1階受付（1式）
2	自動券売機	・1階受付横
3	入場チェック端末	<ul style="list-style-type: none"> ・1階常設展入場口（展覧会開催時）1台 ・2階特別展入場口（展覧会開催時）1台
4	管理用パソコン一式	・3階事務室